

日本情報クリエイト株式会社 使用許諾契約書（賃貸革命 10、11 オンプレ版）

以下の使用許諾契約書を注意してお読みください。本使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます。）は、日本情報クリエイト製品（以下、「本ソフトウェア製品」といいます。）に関してお客様（個人または法人のいずれであるかを問いません。）と日本情報クリエイト株式会社との間で締結される法的な契約書です。

（※1）お客様が本ソフトウェア製品のインストール、複製、または使用した場合には、お客様は本契約書の条項に拘束されることに同意されたものとみなされます。本契約書の条項に同意されない場合、日本情報クリエイト株式会社は、お客様に本ソフトウェアのインストール、複製または使用のいずれも許諾できません。そのような場合、速やかに本ソフトウェア製品の入手先にご連絡の上、本ソフトウェア製品を返却または破棄してください。また、日本情報クリエイト株式会社は、本ソフトウェア製品を不正コピーその他の不正な手段により取得した者または本契約書に違反する態様で取得した者に対して、いかなる場合においても本ソフトウェア製品のインストール、複製または使用のいずれも許諾しません。

ソフトウェア製品ライセンス

本ソフトウェア製品は、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他知的財産権に関する法律および条約によって保護されています。本ソフトウェア製品使用許諾されるもので、販売されるものではありません。

第1条（定義）

「本ソフトウェア製品」とは、本契約書とともに交付されるコンピューターソフトウェア並びにそれに関連した媒体、印刷物（マニュアルなどの文書）、および電子文書（電子的形態での提供コンテンツ）を含みます。また、お客様が最初に本ソフトウェアのライセンスを取得された後に、日本情報クリエイト株式会社から入手したソフトウェア製品のアップデート、アドオン、コンポーネント、Web サービス、および追加機能、並びにお客様による本ソフトウェア製品のライセンス取得の前後にかかわらずお客様が日本情報クリエイト株式会社から入手した本ソフトウェア製品に関係する印刷物（マニュアルなどの文書）、電子文書（電子的形態での提供コンテンツ）、テンプレートデータおよびコンパートキットもこれに含まれます。（これらについて、使用許諾契約書または使用条項が添付されている場合はその使用許諾契約書または使用条項が優先します。

「使用者」とは、日本情報クリエイトより受けた許諾に基づき本契約書の条件条項に従って、本ソフトウェア製品を使用する者をいいます。

「ライセンスキー」とは、コンピューターにインストールおよびアクティベーションを行う際に入力する英数字等をいいます。

「FKU コード」とは、日本情報クリエイト株式会社からソフトウェア製品のライセンスを許諾した使用者に対して付与されるライセンスキーのことをいいます。

「アクティベーション」とは、製品が正規のライセンスで使用されていることを確認する手続きのことです。正しいFKU コードを入力し、アクティベーションサーバーに認証されると本ソフトウェア製品が使用可能になります。アクティベーションでは製品を使用し始める際の認証以外に、ライセンス情報更新、オプションの追加または削除も行います。

「SL コード」とは、本ソフトウェア製品のデータベース上のカタログを使用するためのライセンスキーのことをいいます。

「サーバー用 CL コード」とは、データベースをインストールしたコンピューターに付与するソフトウェア使用ライセンスキーのことをいいます。

「CL コード」とは、本ソフトウェア製品をインストールしたコンピューターから、データベースをインストールしているコンピューターに接続して使用するためのライセンスキーのことをいいます。

第2条（使用許諾内容）

お客様が、基本規約（<https://www.n-create.co.jp/njchp/riyoukivaku.html>）および本契約の定めに従われることを条件として、日本情報クリエイト株式会社はお客様に対し、以下の内容で本ソフトウェア製品を使用することを許諾します。

ご契約された本ソフトウェア製品ライセンス1単位につき、特定の1台のコンピューター内の特定の1つのオペレーティングシステム（このように特定されたものを以下、「OS」といいます。）にインストールして使用することができます。

なお、特定の1台のコンピューター内の複数のOSそれぞれに本ソフトウェア製品をインストールする場合には、OSの数に対応した数のライセンスが必要となります。

お客様が本ソフトウェア製品を複数ライセンスご契約された場合には、ご契約された本ソフトウェア製品のライセンス数を限度として、それぞれ1台または複数のコンピューター内の複数のOSにインストールし、同時に使用することができます。

複数ライセンスをご契約された場合を除き、いかなる場合にも本ソフトウェア製品を複数のOSで同時に使用することはできません。

お客様は、本ソフトウェア製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルなどのソースコード解析作業に供してはなりません。

お客様は本ソフトウェア製品をお客様の事業のためにのみ使用することができます。

お客様は本ソフトウェア製品の使用者に対して、本条に規定する内容を指導し、使用者に遵守させる義務を負います。

お客様が、本ソフトウェアの使用許諾条件に違反した場合には、お客様に対する使用許諾は効力を喪失するものとし、その場合でもお客様に本ソフトウェア製品の代金は返金されないものとします。

第3条（使用者への通知）

お客様は本契約書の内容を本ソフトウェア製品の全ての使用者に対して通知し、遵守させなければなりません。

第4条（ライセンス認証の義務）

日本情報クリエイト株式会社は、お客様が正規に許諾された製品をお持ちであることを確認するため、本ソフトウェア製品のライセンスをアクティベーションによる認証を義務付けております。アクティベーションによるライセンス認証を行わない限り、本ソフトウェア製品の機能をご使用いただけません。お客様は、本ソフトウェア製品を最初に使用開始する際、使用する全てのライセンス数に応じた回数のライセンス認証が必要となります。お客様が本ソフトウェア製品を再インストールする際やコンピューター、本ソフトウェア製品の設定を変更した場合、再度ライセンス認証が必要となります。お客様は、インターネットまたは電話を通じて本ソフトウェア製品のライセンス認証を行うことができます。この際、ライセンス認証の目的を達成するために日本情報クリエイト株式会社が必要と認めた情報を取得することがありますが、日本情報クリエイト株式会社が事前にお客様の承諾を得ることなくお客様を個別に特定する情報（コンピューター名、OSの種類およびバージョン、データベースの種類およびバージョン並びにインターネット接続状態を除きます。）を収集することはありません。なお、ライセンス認証に際して、お客様負担の通信料金が発生する場合があります。本条規定は、日本情報クリエイト株式会社の判断により適用されない場合があります。

第5条（情報の利用）

本契約書第4条および本条に規定する情報のうち、インターネットまたは電話を通じて取得する情報は、各条に記載する目的または機能を達成するために日本情報クリエイト株式会社が独自に収集するものです。日本情報クリエイト株式会社は、取得した情報を事前にお客様の承諾を得ることなく当該目的以外の用途で使用することはありません。なお、お客様の個人情報に関する取扱い指針は、日本情報クリエイト株式会社が別途定めるプライバシーポリシーによります。
(<https://www.n-create.co.jp/pr/privacy/>)

第6条（著作権）

本ソフトウェア製品、および本ソフトウェア製品の複製物についての権原および著作権その他の知的財産権は、日本情報クリエイト株式会社が有するものまたは正当な権原を有する第三者から日本情報クリエイト株式会社が許諾を受けたものです。本ソフトウェア製品には含まれていないが本ソフトウェア製品を使ってアクセスされるコンテンツについての権原および著作権その他の知的財産権は、各コンテンツ所有者に帰属し、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。本契約書は、そのようなコンテンツの使用権を許諾するものではありません。

お客様は、本ソフトウェア製品に含まれる印刷物（マニュアルなどの文書）、および電子文書（電子的形態での提供コンテンツ）を模倣した商品を製造し、譲渡し、貸し渡し、公衆送信し、誤渡しもしくは貸し渡しのために展示し、輸出し、または輸入することはできません。お客様が本契約書に記載のない方法で、本ソフトウェア製品を使用、製造、公衆送信もしくは配布し、または日本情報クリエイト株式会社の文書による許諾なく本ソフトウェア製品のモニタ画像の表示ないしプリンタへの出力物の複製物を利用して出版などを行うことはできません。但し、本ソフトウェア製品のマニュアルが電子的形態によって本ソフトウェア製品に含まれている場合には、お客様は当該電子的形態によるマニュアルを、本ソフトウェア製品を自己使用する目的の範囲内に限り、お客様がご購入されたライセンス数を限度として印刷することができます。

第7条（バックアップ目的の複製）

お客様は、本契約書に従って本ソフトウェア製品をインストールした後で、本ソフトウェア製品が提供されたオリジナルの媒体を、バックアップする目的のみ、かつ本ソフトウェア製品に含まれるコンピューターソフトウェアを他の媒体（CD-ROM、DVD、ハードディスク等）に書き込む形式でのみ、1部複製することができます。本契約書に特に規定されている場合を除き、お客様は本ソフトウェア製品または本ソフトウェア製品に含まれるマニュアルおよび電子文書（電子的形態での提供コンテンツ）などを複製または改変することはできません。お客様は、本ソフトウェア製品に付されている著作権表示およびその他の権利表示を除去することはできません。本条に基づき本ソフトウェア製品に含まれるコンピューターソフトウェアを複製する場合には、本ソフトウェア製品に付されている著作権表示およびその他の権利表示も同時に複製するものとします。

第8条（保証）

本条は、お客様に適用される本ソフトウェア製品に関する唯一の明示の品質保証規定であり、本ソフトウェア製品に含まれるその他の文書またはパッケージに記載されるその他の明示的保証（該当する場合）に代替するものです。日本情報クリエイト株式会社では本ソフトウェア製品に関して、本条に規定されていないその他の保証（商品性、特定の目的に対する適合性、応答的正確性、使用結果、および瑕疵の不存在についての黙示の保証、義務または条件を含むがこれらに限定されない）を明示、黙示、または法律上のものであることを問わず、一切いたしません。

日本情報クリエイト株式会社は、お客様が本ソフトウェア製品のライセンスを正規に取得され、本契約書およびマニュアルその他の説明書に従って使用する場合、本ソフトウェア製品は実質的に作動することを保証します。また、メディア・マニュアルに物理的損傷がある場合には、これを無償で交換又は修補します。

本ソフトウェア製品に関する保証は前項に記載する限りであり、特定目的への適合性、有用性、信頼性、接続性その他の保証は一切ありません。

お客様の作為、不作為もしくは第三者の作為、不作為その他の事項を原因とした問題については、日本情報クリエイト株式会社は一切責任を負いません。また、本ソフトウェア製品のインストール、使用および本ソフトウェア製品から得られ

た結果についての責任についても、同様です。日本情報クリエイト株式会社は、本ソフトウェア製品の選択によりお客様が意図された目的を達成することを一切保証しません。

本条は、本ソフトウェア製品の完全性（誤りがないこと、中断その他の障害がないこと）またはお客様の要件を満たすことを保証するものではありません。

本ソフトウェア製品の欠陥、使用不能その他不都合から生ずるいかなる損害についても日本情報クリエイト株式会社は一切責任を負いません。例えお客様が損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。

日本情報クリエイト会社は、本条の内容にかかわらず、独自判断により、期間や対象を限定して保証範囲を拡大することがあります。

第 9 条（変更）

日本情報クリエイト株式会社は本ソフトウェア製品のすべての仕様について、お客様への事前の通知なしに変更することがあります。

第 10 条（損害に関する免責）

日本情報クリエイト株式会社は、法律上の請求の原因の種類を問わず、法律上許容される最大限において、本ソフトウェア製品の使用もしくは使用不能、サポートサービスの提供もしくは提供不能またはその他本契約書に規定する事項に関して生じる特別損害、付随的損害、間接的損害、派生的損害、その他の一切の損害（逸失利益、機密情報、データもしくはその他の情報の喪失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの喪失、またはその他の金銭的損失を含みますが、これらに限定されません。）に関して、日本情報クリエイト株式会社の債務不履行、不法行為、無過失責任、誠実義務または合理的な注意義務を含めた義務の不履行、契約違反または保証違反による場合であっても、一切の責任を負いません。たとえば、日本情報クリエイト株式会社がこのような損害の可能性について知らされていた場合も同様です。いかなる場合においても、本契約書および本保証規定と関連する日本情報クリエイト株式会社の責任は、お客様が本ソフトウェア製品について実際に支払った金額を上限とします。

第 11 条（秘密保持）

お客様は、本ソフトウェア製品に関する情報および本契約書の内容のうち、公然と知られていないものについて秘密を保持するものとし、日本情報クリエイト株式会社の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示または漏洩しないものとします。

第 12 条（制限事項）

本ソフトウェア製品の利用に際しては、下記各制限事項に服するものとします。下記各制限事項にご承諾いただけないか、これらに服した利用ができない場合には、本ソフトウェア製品の利用を中止してください。各制限事項が原因でお客様において発生した損害、対応費用等について、日本情報クリエイト株式会社は一切これを補償する義務を負いません。

一般の制限事項

本ソフトウェア製品の機能の全部又は一部を利用するに際しては、お客様のネットワーク環境の変更が必要となる場合があります。かかる変更を行えない場合には、ソフトウェアが正常に利用できない場合があります。

本ソフトウェア製品の利用に際しては日本情報クリエイト株式会社が事前に通知しているソフトウェアが別途必要となる場合があります。

本ソフトウェア製品の利用に際しては、お客様の費用において、日本情報クリエイト株式会社が指定する設備通信機器を調達・設置・導入するものとします。

日本情報クリエイト株式会社は、本サービスの仕様、品質、性能等について、その完全性、正確性、確実性、有用性、適法性、お客様への特定の目的への適合性、商業性、市場性等を保証するものではありません。

金融機関等への接続機能の制限事項

本ソフトウェア製品が金融機関等への接続機能を提供するものである場合には、以下の制限事項があります。

本ソフトウェア製品はあらゆる金融機関への接続が可能であることを保証するものではありません。

本機能の全部又は一部を利用するに際しては、お客様のネットワーク環境の変更が必要となる場合があります。かかる変更を行えない場合には、ソフトウェアが正常に利用できない場合があります。

本ソフトウェア製品の利用に際しては、お客様が自ら利用する金融機関とオンラインバンキングにかかる利用契約を締結し、契約締結、利用及び利用継続にかかる諸費用を支払う必要があります。

ポータルサイトとのデータ連動機能の制限事項

本ソフトウェア製品の提供に際して不動産ポータルサイトのデータ連動機能の提供（以下「本サービス」といいます）が提供されることとなっている場合には、以下の制限事項があります。

本サービスは本サービスの開発時点におけるポータルサイトの技術仕様に準拠して開発されています。そのためポータルサイトの技術仕様が変更になった場合には、データの送信、変更、更新、削除が行えず、又は不具合が発生する場合があります。

本サービスが提供するのは本件データの送信のみです。通信回線の障害、ポータルサイトの障害、仕様変更、ポータルサイトが提供する接続機能・仕様の不足などにより、データの送信、変更、更新、削除が行えず、又は不具合が発生する場合があります。

本サービスは一般的な利用者が通常想定する方法にてデータを送信する場合に不

具合が発生しないことを目的として開発されています。お客様が特殊なデータや特定のポータルサイトにおける特有の機能を利用して送信した場合には、データの送信、変更、更新、削除が行えず、又は不具合が発生する場合があります。

ポータルサイトの技術仕様に追加、変更等が発生した場合には、日本情報クリエイト株式会社はこれに対応すべく本サービスの修正を行います、その完了時期は保証されません。その間、ポータルサイトに本件データが正常に登録されない場合があります。

本サービスの利用はお客様によるポータルサイトとの利用登録・利用契約の締結が前提となります。お客様は自らの責任と負担においてかかる利用登録・利用契約の締結を行うものとします。

第 13 条（使用許諾契約の有効期間）

日本情報クリエイト株式会社からお客様に対する本ソフトウェア製品の使用許諾は、本契約書の前文の記載に従い、お客様が本契約書の条項に同意されたものとみなされる時点から効力が生じます。

日本情報クリエイト株式会社からお客様に対する本ソフトウェア製品の使用許諾は、以下の事由が生じた場合には、お客様に対し何らの通知、催告なしに、直ちに将来に向かって効力を失います。その場合、お客様は速やかに本ソフトウェア製品並びに、第 2 条および第 7 条に基づき作成された複製物を破棄するものとします。なお、本条項に基づく使用許諾の終了にかかわらず、本契約書第 8 条、第 10 条、第 11 条並びに本契約書に基づくお客様の義務に関する条項は存続するものとします。

使用されるソフトウェア製品に付随してライセンス期間が定められている場合、日本情報クリエイト株式会社が別途指定するライセンス期間が終了したときと致します。

第 14 条（ライセンスの停止）

本ソフトウェア製品を購入したお客様が、支払期日までに本ソフトウェア製品の代金を支払わない場合、日本情報クリエイト株式会社は、お客様の事前の許諾なく、当該本ソフトウェア製品のライセンスを停止することができます。日本情報クリエイト株式会社が本ソフトウェア製品のライセンスを停止した場合、お客様は、本ソフトウェア製品を使用することはできません。ライセンスの停止後、お客様が代金の全額を支払われた場合は、日本情報クリエイト株式会社はライセンスの停止を解除するものとします。ライセンスの停止によってお客様または第三者に生じたいかなる損害についても、日本情報クリエイト株式会社は責任を負わないものとします。

第 15 条（完全な合意）

本契約書（本ソフトウェア製品に含まれる本契約書の追加および修正を含みます。）は、本ソフトウェア製品およびサポートサービス（該当する場合）に關してお客様と日本情報クリエイト株式会社の間の完全な合意を構成し、本ソフトウェア製品のお客様に対する使用許諾に関する当事者間の全ての以前および同時の口頭または書面による意思表示、提案、および表明を無効にします。

第 16 条（本契約書の変更）

日本情報クリエイト株式会社は、お客様の承諾を得ることなく、本契約書の内容を変更、追加または廃止（以下、これらを総称して単に「変更」といいます。）することができるものとします。

日本情報クリエイト株式会社は、本契約書の内容を変更した場合、日本情報クリエイト株式会社のウェブサイト(<https://www.n-create.co.jp/njchp/riyoukiyaku.html>)において変更後の本契約書を公開するとともに、速やかにお客様に変更内容を通知するものとします。

変更後の本契約書は、日本情報クリエイト株式会社が前項の通知を日本情報クリエイト株式会社のウェブサイト上に掲示し、又はお客様に対して電子メールを発信し、文書を送し、若しくはその他の方法により通知を発信した時点からその効力を生じるものとし、以降は、変更後の本契約書が適用されるものとします。

お客様は、本契約書が変更された場合でも、一切異議を述べないものとします。

日本情報クリエイト株式会社は、本契約書の内容の変更に伴いお客様が被った損害その他の費用の賠償または補償等につき、一切の責任を負わないものとします。

第 17 条（その他）

本契約書は、日本国法に準拠し、本契約書に関連または起因して生じる紛争については、宮崎地方裁判所都城支部を第一審の管轄裁判所とします。

日本情報クリエイト株式会社は、本ソフトウェア製品の日本国外における使用について何らの保証も行いません。お客様が本ソフトウェア製品を日本国外に持ち出して使用する場合には、すべてお客様の責任において行うものとします。なお、お客様が、本ソフトウェア製品を国外に持ち出して使用する場合には、日本国やその他の国における法律等による輸出管理規制が適用され、また、持ち出し先の国における法律等による規制が適用される可能性がありますので、これらの規制に違反されることのないよう十分ご注意ください。

※1 「本ソフトウェア製品」とは、「賃貸革命 10 または 11 のオンプレ版」を指します。

以上